

令和8年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨  
第二期入試 憲法

【出題趣旨】

本問は、高校の政治・経済の授業における憲法9条解釈の政府見解等の解説が、生徒の学習権の観点から、どのようにとらえられるか、を主な論点としている。

従来の政府見解と新しい政府見解との内容の変化に伴い、本問教員の説明は、現実の対立的な諸見解を単に客観的に解説しているだけなのか、それとも、特定の政治的運動論を授業に織り込んでいるのか。いずれとも取りうる事案であると思われるので、受験生に問題の論点整理、および授業としての生徒の学習権の実現に向けた本問事案の分析が、それぞれ問われている。

【採点基準】

80点満点。

出題趣旨で述べた論点整理に40点。

生徒の学習権に向けた本問事案の分析に40点。

以上

令和8年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨  
第二期入試 刑法

【出題趣旨】

最決平成16年1月20日刑集58巻1号1頁に取材して、被害者を利用した殺人罪の成立要件等をめぐる問題に関し、事案の構造の分析能力、体系的な議論の展開技能等を試す趣旨の出題である。最高裁判例をもとにした事例であるから、当該判例を含めた判例に関する正確な知識も求められる。

【採点基準】

※ 評価上の主要な観点と概略的な配点（80点満点）を示す。

【設問1】（25）

被害者Vに車ごと海に飛び込む行為（以下、「自殺行為」という）をさせる形式で殺害しようとする場合、殺人罪（刑法199条）と自殺関与（自殺教唆）罪（刑法202条）とのいずれに該当するかが問題となる。この点に関する判例は、基本的には、被害者（自殺者）自身はその自由意思に基づいて死に赴く場合を自殺関与罪とし、強制によるなど自由な意思決定に基づく行為がとはいえない場合には、殺人罪の成立を認めるものといえる。

本問題の事例における甲は、自分の言いなりになっていたVに対し、威迫を繰り返して死亡の危険性が極めて高い行為に出るよう強要したのであり、強制が働いている以上、Vの自由意思を否定する方向で評価されるものであろう。ただし、Vは甲を極度に畏怖し、かつ執拗な威迫を受けていたにもかかわらず、その指示にすべて従うことはせず、生存への強い意思のもとに自殺行為に出ていることから、甲によるVの意思制圧は完全なものではない。また、Vは「自殺行為に出ること」については甲の指示に従うほかはないと考えたが、「自殺意思」はなかった。

【設問1】は、弁護人の主張の形で、このような事情のもとで、自殺関与罪・殺人罪のいずれの罪の成立を認めるべきかの検討を求めるものである。

【設問2】（35）

【設問2】は、【設問1】で論じた内容を土台に、甲の罪責を論じることを求めている。本事例が被害者Vの意思を制圧して自殺行為をさせるものであると解する立場からすると、甲がVを「道具のように利用」し、間接正犯として殺人罪の構成要件該当性を認めるものである。被害者が完全に意思を制圧されていないとする立場に立つなら、甲は、Vの自殺を決意させたものとして自殺教唆罪の成立が考えられるであろう。取材元判例は、「死の危険性が極めて高い行為」をさせることをもって、殺人罪の実行行為性を肯定したことになる。Vの「自殺意思」が殺人罪の実行行為性にとって不可欠の要件とする理由はなく、被害者を利用する殺人罪の成立が認められるとする結論が穏当であろう。このような理論的構造の理解に基づいて記述することが必要である。

【設問3】（10）

【設問3】は、客観的に死亡の危険性が低い行為を行わせたにすぎない場合の検討を求めるものであり、上述した【設問2】における議論との理論的一貫性を試す趣旨である。

総合評価（10）

各設問の枠にとどまらない加減点要素の考慮

加減点例：全体としての構成の巧みさ、体系的整理

減点例：知識や事実認識の明らかな誤り、規範とあてはめとの矛盾や事実評価の不適切さ

以上